

京都市告示第32号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、財団法人京都ユースホステル協会を京都市公金収納受託者とし、京都市百井青少年村の使用料の徴収事務を委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榊本 頼兼

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)